

令和5年10月1日

臨時農作業基準賃金

北斗市の令和5年の臨時農作業（短期）基準賃金は次のとおりです。

記

就労時間	休憩・休息时间	基準賃金 (昼食なし)
自 午前8時00分 至 午後5時00分 (実働8時間)	午前 30分 以内 昼 60分 午後 30分 以内	7,680円 時給960円
※時間外は1時間当たり、基準賃金の25%増		



北海道の最低賃金（参考）

令和5年10月1日発効

時間額

960円

※日額は廃止されています。

北斗市農業委員会

北斗市本町1丁目1番1号 北斗市総合分庁舎内 電話：0138-77-8811